

モンゴル自治邦の実像と虚像

——日本の外交政策からのアプローチ——

ガンバガナ

はじめに

周知のように、内モンゴル自治運動の指導者であったデムチグドンロブ（徳王）は、関東軍の協力を受け、最終的に一九三九年九月に「蒙疆政権」を成立させた。その正式の名称は、モンゴル連合自治政府であり、モンゴル連盟、察南、晋北の三つの自治政府によって構成されていた。この政権は、関東軍の内モンゴル進出と同時に成立したため、「傀儡政権」と見なされてきたのがほとんどであり、とくに、中国での公的な見解では、第二の「満州国」として評価されて来たのが実状である。しかし、同政権成立前の内モンゴル自治運動に注目するならば、その延長線上に



つくられた政権であったという解釈もできる。

「蒙疆政権」は、政権樹立の政治的なプロセスにおいては、上述のような二つの側面をもっているため、そのことが「蒙疆政権」の性格の理解に際し、つねに影を落とす結果となっている。

例えば、一九四一年八月に「蒙疆政権」がモンゴル自治邦に変っていたにもかかわらず、現在に至るまで、学者たちの間でほとんど無視されており、もっぱらその前身ともいえる「蒙疆政権」だけが注目されてきた。しかし、内モンゴル近代史研究において、モンゴル自治邦の存在を無視するということは何を意味するのか。「蒙疆政権」とその後身ともいえるモンゴル自治邦とのつながりをどう見るべきか。従来の研究では、これらの問題に対する回答は、な

されてこなかった。

さて、「蒙疆政權」の研究は、近年、デムチグドンロブの自伝、盧明輝の著作、ジャグチド・セチンの回想などによって、注目を集めるようになった。日本においては、森久男の翻訳した『徳王自伝』および、『徳王の研究』が公にされている。だが、これらの著作の中では、モンゴル自治邦の成立の経緯について触れてはいるものの、意義などについての詳細は語られておらず、学術的な位置づけはなされてはいない。二木博史「二〇〇一」には「蒙疆政權」が、「第二の満州国」的性格とモンゴル人の「自治国」の性格をもっているという指摘はあるものの、論文自体は、当時のモンゴル語の定期刊行物について論じたものである。また、祁建民の『占領下における蒙疆の教育』、江口圭一の『日中戦争期阿片政策——蒙疆政權資料を中心に』なども取り上げることができるが、いずれも、モンゴル自治邦については語られていない。

しかし、モンゴル自治邦の存在を無視するということは、言うまでもなく、当時の内モンゴル人の対応を無視するということになる。というのは、当時の日本の対内モンゴル政策に対して、内モンゴル人の積極的な対応があったからこそ、モンゴル自治邦が樹立されたのである。ここで何よりも重要なのは、複眼的な研究視点の確立だろう。

それでは、歴史研究のテーマとして蒙疆問題をどう捉え

るべきか。今までの研究を見る限り、「傀儡性」をもっていたか否かという次元での議論がほとんどであった。しかし、それだけでは、当時の歴史を正確に読み取ることとはできない。本稿では、今までの視点を少しずらして、その「是」と「非」を問うより、むしろ「蒙疆政權」からモンゴル自治邦への変化の過程に焦点をあて、モンゴル自治邦の樹立の経緯を、当時の日本、中国、内モンゴル、さらにはソ連といった国家・地域のあいだの相關関係からアプローチをする。これにより、内モンゴル近代史における「蒙疆政權」という概念の「限界性」を明らかにし、同時にモンゴル自治邦の新しい位置づけを試みる。

一 「蒙疆政權」の成立をめぐる各勢力の対立

デムチグドンロブの指導した内モンゴル自治運動は、一九三六年のモンゴル軍政府の樹立後、日本との協力の道を歩み始めたとは言え、その関係は必ずしも順調なものではなかった。一方、当時の日本側内部にも、対内モンゴル政策の上で対立が存在していた。特に、一九三八年以後、汪兆銘の出現によって、状況がさらに複雑化し、内モンゴル自治運動の進展にも大きく影響した。複数勢力間の対立が、蒙疆地域をめぐる一連の問題をベースとして集中的に

顕在化し、それはまさに勢力争いの縮図だった。

日中戦争の勃発と日本の占領地域の拡大につれ、デムチグドンロブの率いるモンゴル軍はまもなく緩遠を占領することになった。そこで、デムチグドンロブは関東軍に対し、従来の約束を持ち出し、内モンゴル地域における、独立政権の樹立を主張したが、否定されることになる。その後、関東軍は、日本政府側の度重なる反対を無視して、一九三七年一月二二日に、蒙疆連合委員会を樹立させ、さらに、蒙疆地域を統一した政権を樹立させる動きに出たが、それは、統一政権の樹立に反対の態度を取っていたデムチグドンロブの猛反発を招くことになる。にもかかわらず、関東軍は、独自の政策を着々と進めていた。

一九三九年五月二日に、関東軍の田中隆吉參謀長は、「蒙疆統一組織案」を陸軍次官に打電し、「蒙疆連合委員会および三自治政権の四者の権限を調整統合し、統一政府を樹立す」と政権統合の方針を説明し、一九三九年中に新政权を樹立することを許可するよう陸軍中央部に求めた。

このように、蒙疆政権の樹立が確実になったなか、それを直接阻止することができなかったデムチグドンロブは、今度は、モンゴル連盟自治政府を基礎として、蒙疆連合委員会を廃止し、察南、晋北両政権を吸収して、フフホトにモンゴル自治国を樹立することを主張した。

さて、関東軍は、デムチグドンロブのモンゴル自治国建

設の主張に対し、モンゴルの独立は認めないという条件で、受け入れる姿勢を示していた。なぜなら、「蒙古連合自治国は東亜の道義を昂揚宣布し、民族協和を基礎とし、人民の福祉厚生を図ると共に、共產主義の剷除を以て目的とす」という表現をふくむ「蒙古連合自治国組織方案」が、八月一日に開かれた蒙疆連合委員会の審議会ですすでにできあがっていたことから推測できるからである。また、「蒙古連合自治国」と書かれた公文箋まで印刷していたことから、自治国を樹立する下準備がかなり活発に行われていたことが分かる。

ところが、その後、この案は内モンゴルの独立に否定的な態度をとっていた汪兆銘の立場を考慮しなければならなかった陸軍中央部によって否定されることになり、結局「自治国」という表現の使用は許されなかった。こうして、デムチグドンロブのモンゴル自治国樹立の願いは挫折してしまつた。

つまり、デムチグドンロブの蒙疆地域に対する二つの考えは、いずれも、関東軍と陸軍中央部によって否定され、結局、「蒙疆政権」（モンゴル連合自治政府）の樹立を受け入れることを余儀なくされた。その意味では、「蒙疆政権」とは、日本側の意向を強く反映した政権といえる。内モンゴル自治運動はここに来て、衰退期を迎えたのである。

二 汪兆銘政権の樹立と 内モンゴル自治運動の後退

(1) 「日華新関係調整要綱」の登場

日本の対内モンゴル政策といえ、二〇世紀のはじめごろから、滿蒙政策の一環として登場し、対中政策の視点を土台として、策定されていたが、「蒙疆政権」の樹立においてもその構造には変りはなかった。本節では、日本側が進めていた、汪兆銘による新政権樹立運動を事例に、そのことを検討してみたい。

日中戦争が拡大し、泥沼化するなか、戦争をいかに終結するかが、政府にとっては急務となった。一九三八年七月一二日の五相会議で、中国に新政権を建設する方針が正式に打ち出され、一月三日、近衛首相は第二回目の声明を發表し、従来の「国民政府を相手にしない」という方針を変えて、帝国の求めているのは、東亜の平和と新秩序の確保であると説明し、国民政府に対し、人事の更新と東亜新秩序建設への参加を促した。

そのあと、国民政府内部の親日派である汪兆銘に対する懐柔政策をさらに強めることになるが、これがいわゆる「日本と汪兆銘の和平交渉」である。そして、一九三八年一月二〇日、日本と汪兆銘側との間で、「日華協議記録

及同諒解事項並日華秘密協議記録」が調印されることになる。そこには「中国は滿州国を承認す」とはつきり書かれているのに対し、「蒙疆政権」については、「防共特殊地域」とし、単なる中国の華北地域の一部、対ソ防共政策の一環として扱っていた。

これらの経緯は、近年、盛んに行われている汪兆銘研究によって、ほぼ明らかにされているので、本稿では詳細は省略するが、大筋は以下の通りである。

一九三八年二月六日、陸軍参謀部は、あらためて、「对华処理総方針」を決定し、国民政府に対し、軍事的な圧力を掛けながら、投降工作を一層強めた。二月一八日に国民政府内部に、ついに分裂がおき、汪兆銘は蒋介石が青年たちに訓話を行っていた機会を狙い、脱出に成功し、昆明を経て、ハノイへ向かった。危機を感じた蒋介石は、部下を派遣して、重慶に戻るよう勧告したが、汪兆銘はその勧告を断った。

汪兆銘の脱出の直後、日本政府は二月二二日、近衛首相の第三回の声明を發表し、「善隣友好」「共同防共」「経済提携」という三つの原則を持ち出し、国民政府に対し、抗日行為を放棄して、「東亜新秩序の建設」に参加するよう呼びかけた。それに対し、蒋介石は、二月二六日の中央党部会議において、「中国を完全に滅亡させ、東亜を独占しようとした企図である」と反論し、国を挙げて抗戦す

る意向を明らかにしたが、汪兆銘は逆に、二九日に、ハノイから蒋介石および中央執監委員会に、いわゆる「艶電」を送り、近衛声明を擁護する意向を表明した。

一九三九年の元旦、国民党は中央常務委員会臨時會議を開き、汪兆銘の党籍を永久に剥奪し、一切の職務を剥奪すると発表した。また、ハノイに特務を派遣し、汪兆銘の暗殺を試みたが、成功には至らなかった。命の危険を感じた汪兆銘は、仕方がなく直接日本の救援を求めることになった。

一九三九年五月三十一日、汪兆銘ら一人が日本から派遣された特派員の保護で東京へ向かった。六月六日、五相會議で「中国新中央政府樹立方針」「汪工作指導要綱」が決定された。その中で、新中央政府の構成分子に「調整方針」をあらかじめ受諾させることが決定された。つまり、日本の和平条件は「近衛声明」とか「協議記録（影佐、高宗武協定）」ではなく御前會議決定の「日支新關係調整方針」であることが確認されたのである。

一月五日に、日本側は參謀本部駐上海の影佐禎昭機關を通して、「日支新關係調整要綱」を汪兆銘側に提出した。ところが、その内容は、全面平和を前提とした前年一月の「日華協議記録協定」とは、根本的に異なっており、汪兆銘政権を事実上、傀儡にするものであった。日本を頼るしか、別の道がなかった汪兆銘には抵抗するすべも

なかったが、唯一、内モンゴル問題については、「モンゴルを独立させるのは、領土割譲を意味する、そんなことをしたら人心は一夜にして、我々から離反し、我々は売国奴となり、そんなことは絶対にできないと強硬に反対し、頑として応じなかった」のである。それ以上日本側が要求すれば、交渉が決裂する可能性もあった。二月三〇日に、日本側と汪兆銘の間で「日華新關係調整要綱」が調印される際、「蒙疆政権」と中国の隷屬關係が正式に承認されることになった。日本の協力により、独立を夢見たデムチグドンロブの内モンゴル自治運動は、ここに至って大きく後退することを余儀なくされたが、更なる打撃はその後に待っていた。それは青島會議である。

(2) 青島會議の開催

一九三九年一月三〇日に登場した「日華新關係調整要綱」によって、たとえ、新政権と蒙疆の隷屬關係が正式に認められたとしても、それはあくまでも、日本と汪兆銘兩者の間での確認にとどまり、「蒙疆政権」の承認は得いなかった。当時、「蒙疆政権」以外にも、北京に王克敏の臨時政府、南京に梁鴻志の維新政府が成立していたので、それらの政権を新政権の傘下にまとめていくには、三政権と正式な協定を結ぶ必要があった。それを実現したのが、一九四〇年一月に開かれた青島會議である。

青島會議は新政權樹立において重要なプロセスというだけではなく、日本が対中国政策を順調に進めるうえでも極めて重視された。日本側が同會議を必ず成功させるため、いかに周到に考慮し、どれぐらいの力を入れていたかは、會議の規模からもうかがわれる。會議には、汪兆銘側の首脳部全員と維新政府の最高首脳部全員のほか、總軍司令部の板垣參謀長、鈴木參謀副長、今井課長、その他幕僚、華中連絡部の津田中将、楠本少將、維新政府の最高顧問の原田中将、蒙疆の酒井中将、「北支」の喜多中将など、現地の重要なメンバーのほぼすべてが参加していた。

しかし、汪兆銘を立てて、新政權を樹立しようとした日本側の動きに対し、三政權の指導者の意見はさまざまであり、必ずしも賛同していなかった。青島會議に先立つて、一九三九年の九月一九日に、汪兆銘は中央政府の樹立を目指して、王克敏、梁鴻志と會談を行ったが、結局、意見が一致しないまま散會したことがある。

青島會議の開會にあたって、もともと反対していたのは、言うまでもなくデムチグドンロブであった。彼は、南京新政權の成立にあたっては、蒙疆政權の從屬的な扱いのゆえに、新政權の傘下に入ることを反対し、モンゴル政權は、蒋介石政權に反対してできたものなので、新政權の諒解を得る必要はないと主張した。また、南京維新政府の梁鴻志も、汪兆銘を利用して和平を実現しようとした日本側

の行動に対して批判的であり、新政權の受け入れは不可能であるという認識を示していた。唯一、王克敏は、協力的であり、進んで発言していたという。

このように、各政權の十分な意見の一致を待たずに、青島會議を強行した背景には、泥沼化する日中戦争の早期解決を図ろうとした、日本の大陸政策の思惑が存在していた。日本側としては今回の會議をどうしても成功させる必要があった。そこで、もともと強力に反対したデムチグドンロブに対し、圧力をかけ、たとえ、デムチグドンロブが同意しなくても、「蒙疆政權」から代表を派遣させる方針を伝えた。最初は中国からの離脱、獨立を支持していた日本がここに至って、従来約束を破つたことに失望し、侮辱と怒りを感じた彼は、どうあっても青島會議には代表を派遣しないと決心したが、日本側はデムチグドンロブの同意を得ないまま李守信を派遣して、會議に参加させた。

正式な會議は二四日からであったが、その前日の二三日に、汪兆銘代表の周佛海と、李守信との間で、「蒙疆政權」に関する協議が行われ、わずか三〇分で調印に至った。協定の内容は以下のようになっている。「(一)蒙古連合自治政府は新中央政府を中国の法統を繼承した正統政府として承認する。(二)中央政府は蒙古連合自治政府を日、滿、漢、蒙各民族が高度に結合した地方政權であることを承認する」。

青島會議の決定に従い、南京で中央政治會議が開催され、汪兆銘政權の基本骨格が決められ、三月三〇日に、新政權が正式に発足した。ところが、テムチグドンロブは、あくまでも、新政權に対して否定的であり、相手にしない態度を貫いていた。一九四〇年四月九日に、汪兆銘が国民政府主席の名義で、張家口を訪問した際、彼は駐蒙軍の大きな圧力にもかかわらず、会見を拒否し、彼を冷遇した。

一九四〇年一月三〇日に、日本側は汪兆銘政權と新たに日華基本条約を締結した。この条約は、「条約」と「付属議定書」「付属議定書に関する日華両国全権委員会了解事項」「付属秘密協約」「付属秘密協定」「秘密交換文(甲)」から構成され、その中の秘密交換文の中で蒙疆問題は次のように取り扱われていた。

蒙疆(内長城線(含マズ)以北ノ地域トス)ハ前記条約ノ規定ニ基キ国防上及經濟上華日両國ノ強度結合地帯タル特殊性ヲ有スルモノナルニ鑑ミ、現状ニ基キ広汎ナル自治權ヲ認メタル高度ノ防共自治区域トスルモノトス

中華民國政府ハ蒙疆ノ自治ニ関スル法令ニ依リ蒙疆自治ノ權限ヲ規定スヘク、右法令ノ制定ニ付テハ日本國政府ト協議スルモノトス

このように、青島協定の締結により、「蒙疆政權」がみずから認めた、新政權との宗主關係が、日華基本条約に

よって、日本と新政權の間で、あらためて確認された。汪兆銘政權の樹立によって、事実上、内モンゴル自治運動の進展は妨げられたということができよう。

三 テムチグドンロブの第二回目の訪日と 独立計画推進の試み

「蒙疆政權」の樹立、汪兆銘政權の誕生、青島會議の開催、日華基本条約の締結などにより、内モンゴル自治運動は、最大の危機に直面することになった。その局面を打開するために、テムチグドンロブは、みずから第二回目の訪日を決断し、日本の要人たちとあらためてモンゴル問題を検討しようとした。その背景には、彼の旧知である東条英機等が陸軍大臣などの要職に就いていたということがある、一方で日本に対して、裏切られたという気持ちを抱き、以前の約束を持ち出し、日本の真意を直接聞いてみたという個人的意向も強く作用していたと考えられる。そのため、今回の訪日は、日本側にとって非常に頭の痛い問題であった。

一九四一年一月二七日、日本政府は、蒙疆長官宛に一通の電報を送り、議會開會中を理由に、テムチグドンロブの上京を「暫く見合はさしむるやう御指導相成度」と指示した。また、どうしても、訪日を阻止することができないな

らば、彼を更なる困難に陥らせないように、「蒙疆自治の権限は中華民国政府制定の法令に依り之を規定すべき」であるということ、事前に諒解させるよう促していた。しかも、これら規定は、あくまでも、青島において、汪兆銘代理とデムチグドンロブ代理との間に締結された協定によるものであることを強調し、日本側の関与と責任についてはまったく触れていなかった。

また、デムチグドンロブの望んでいる「自治国又は自治邦」問題に対しても、蒙疆の現況に鑑みれば、必ずしも得策ではないという見解を示し、それより、「全力を傾けて政治の浸透、経済の開発に任ずべく」という日本側の立場をあらためて強調していた。つまり、当時、日本側は、「蒙疆政権」問題に関しては、現状維持という原則を取っており、それ以上、デムチグドンロブと交渉する意図がなかったとも言えよう。その態度は、当時作成された「徳王応待要領(案)」からも見る事ができる。この案では、「徳王の応接は主として外務大臣之に当ることとし、他の大臣は成る可く儀礼的引見に止むるものとす」と述べると共に、外務大臣の応待方法についても、「専ら徳王の現地実情の説明若は之に基く希望の開陳を聴取するに止む」と定め、積極的な回答をさけていた。また、外務大臣から応答を求めた場合を想定して、回答の内容まで細かく規定していたが、いずれも、従来の方針を繰り返すものばかりで

あった。

デムチグドンロブが訪日にこだわった理由はいったい何かといえ、実は、秘密にしていたひとつの目的があった。それはモンゴルの「独立問題」について、自分達の熱烈な要望を日本の首脳に直接訴え、より一層の理解と支援を求めることであった。方法としては、彼は、自ら書いた「蒙古建国促進案」を近衛総理に自分の手で直接手渡すのが、一番だと考えた。というのは、当時、もし、陸軍省や、外務省などのルートを経たら途中でなくなり、近衛総理の手許に届かない可能性もあったからである。

デムチグドンロブは東京にいる間、天皇と会見し、儀礼上、モンゴルへの支援に感謝の気持ちを表明し、また、陸軍大臣東条英機、軍務局長武藤章少将、兵務局長田中隆吉ら日本の軍政要人と面会し、モンゴル建国問題を話し合った。しかし、近衛総理は、風邪等を理由にして、デムチグドンロブとの面会を極力回避していた。

しかし、デムチグドンロブにしてみれば、わざわざ東京まで来て、近衛総理と会談せずに帰ることは、とてもできないことであった。そこで、彼は「総理のご都合がつくまでお待ちしましょう」と言って、宮城県の鶴巻温泉まで出かけ、何日間を費すことになった。そして、最後に、外務省の接伴員であった長山義男と細川秘書官らの仲介をへて、やっと、二月二七日午前一〇時、総理官邸で、来日の挨拶

以外、難しい問題を持ち出さないといい条件で面会することになり、日本側から長山義男、モンゴル側から通訳だけが同行した。

「面会にあたって、デムチグドンロブは、約束通り、当初は、病気の見舞い、日本の援助への感謝など挨拶の言葉を述べていたが、途中で、突然懐中から一通の書類を取り出して、近衛首相の前に差し出した。それが、デムチグドンロブが自ら書いた「蒙古建国促進案」であった。

あまりにも突然なことで、近衛首相も一時戸惑ったが、すぐ表情を取り戻し、提出された書類の頁をゆっくりめくりながら、「これは只今はじめて拝見いたすもので、後刻じっくり拝読してから関係大臣ともよく相談してご返事いたします」といって、受け取るようになった。デムチグドンロブも、それ以上何も要求せず、「何卒御高覧の上御配慮給わりますようよろしくお願い申し上げます」と言って辞去し、翌朝東京を出発し、途中で、伊勢神宮を参拝し、大阪に立ち寄り、朝鮮経由でモンゴルへ帰った。

「蒙古建国促進案」で、デムチグドンロブは、内モンゴル自治運動の発生から、その問題を説き、最後に、「万一自治国の名称中国の許さざる処とせば、さらに降格して自治邦となす……蒙古の此の己むを得ざる降格の要求に対し、宜しく日本帝国に於て絶大なる同情を賜わらんことを切望す」と、独立を切望する当時のモンゴル人の心情をあ

りのまま表現し、さらに、半国家の地位を形成して、もつて将来モンゴルの独立に便宜をはかるために、「日華蒙三方の協定草案」を提示していた。その主な内容とは次の通りである。

(1) 日本帝国、中華民国がモンゴル自治国を承認し、その統治区域は内長城線以北の地域とし、高度な自治権と国政に対しての自主権を持つ。

(2) 日本帝国は中華民国のモンゴル自治国における宗主权を承認する。

(3) 中華民国とモンゴル自治国の干渉事項については、相互の協議によつて処理する。

(4) モンゴル自治国は日本、満州および其の他の国と交渉する権利を有し、公使を交換し、各種興亜国際団体に加入し、会員国になることができる。

(5) モンゴル自治国はジンギスカン年号を使う。

(6) モンゴル自治国は自ら国旗と国徴を定める。

デムチグドンロブの今回の訪日に、日本側が非常に消極的であったにもかかわらず、彼があえてそれを強行したのは、日本側に対し最後の願いを伝えようとした、個人的な執念が強くはたらいた結果ともいえよう。日本側から言えば、たとえ、内モンゴル独立問題が、関東軍などの出先機関によつて作り上げられた謀略であったとしても、それだけで解釈することができない、道義上の責任を負つてい

た。その点については、日本政府側も十分認識しており、だからこそ、いろんな言い訳を設け、直接の回答を避けるなど消極的な対応策を取っていたと考えられる。そして、何よりも重要なのは、日本の政府要人に対し、内モンゴル問題を再認識させたことで、それは、その後まもなく樹立されたモンゴル自治邦によって具体的なかたちをとる。

四 モンゴル自治邦の成立

デムチグドンロブは、第二回目訪日の際、日本側に対し、内モンゴルの独立問題を繰り返して訴えると共に、自ら書いた「蒙古建国促進案」を近衛首相に直接手渡し、「日華新聞係調整要綱」により、モンゴルの独立問題が否定されたことは、モンゴル人にとっては、非常に失望であり、独立が不可能なら、せめて「自治邦」でも認めるよう強く要望した。

一方、「蒙疆政権」成立後、モンゴル人の日本に対する信頼感が急変し、デムチグドンロブと重慶の内通事件発生により、それが浮き彫りとなった。そして、デムチグドンロブの訪日の際にも、日本駐張家口領事は日本外務大臣に対し、「若し、デムチグドンロブの願望を満たさない限りモンゴル人の心を把握できない」という報告を出していた。しかし、日本側にとっては、独立を認めれば、当時

樹立したばかりの汪兆銘政権と外交上の問題が生じるだけではなく、日本の外交政策全体にも及びかねない状況であった。

というのは、満州国の樹立後、日本は、国境線をめぐってソ連との間で緊張が高まり、中国とソ連という二面戦争の危険に直面することになった。そこで、「日ソ中立条約」を結んで、緊張状況を少しでも緩和させ、泥沼化する日中戦争の解決を図ろうとしたが、解決策として、最終的に浮上してきたのが、汪兆銘政権の樹立であった。そのため、ちょうどこの時期にあたって、汪兆銘政権との間に、新たな問題が起これば、今まで進めてきた外交政策をあらためてやり直す必要があるもので、日本側にとって決して好ましいものではなかった。

日本側は、これらの多くの問題を抱えていたので、終始直接的回答を避け、消極的な対応をとっていた。そして、結果的に、第二回目訪日においては、デムチグドンロブは、表面上、至るところで熱烈な歓迎を受けていたものの、事実上は冷遇されたことになり、建国内閣について、日本側から何らかの具体的な回答を得られないまま帰国の途に着いた。日本から帰った彼は、引き続き各旗の王侯たちを集め、会議を開き、独立活動を展開することになった。ちょうどその時期「日ソ中立条約」が成立し、日本が外モンゴルの独立を認めたことは更なる刺激になった。そ

れについて、蒙疆長官の報告の中では以下のように述べられている。

日蘇中立条約ニ依リ日本側ガ外蒙ノ独立ヲ承認シタル事ハ全内蒙古人ニ対シ意外ノ衝動ヲ与ヘタルガ如シ明十七日ノジンギスカン記念式典參列(毎年恒例)ノ為ト徳王滯日ノ結果報告ヲ兼ネ徳王ガ予テ隱密裏ニ当地ニ召集シアリタル全王侯ヲ本日徳王ノ私邸ニ集メ獨立問題ニ関シ談ジタルガ如シ其ノ内容詳知シ得ザルモ日本側ガ内蒙ノ独立ニ対シ充分満足ヲ与ヘザルニ拘ハラズ外蒙ヲ先ニ承認シタル事ヲ不滿トシ全王侯ノ決議ヲ以テ近ク日本側ニ対シ内蒙ノ独立ヲ要望スルベキモノナリトモ噂セラレアリ真偽ハ明カナラザルモ参考迄ニ事実判明次第報告ス⁽⁴⁾

また、一九四一年四月に蒙疆連絡部から興亜院に出された報告では、内モンゴルの思想的な状況について、「内蒙古人は一般に政治的独立の思想強く特に現状に飽き足らずして」というように現状を紹介し、独立を主張している人々を(1)王侯等の封建制度を保存しつつ蒙古の興隆を期し独立に導かんとするもの(2)王侯制度には必ずしも否定せざるも蒙古の興隆の爲には王侯の覚醒を先決となすもの(3)王侯打倒蒙古独立を標榜するもの(4)青年を中心とする急進熱烈に封建打倒に依る独立を企図するもの」と四種類に分けて分析し、最後に「之等は直接間接に現政権蒙古人

要人特に徳王に迫り其目的達成に暗躍せり、先般徳王の訪日も此氣運を打開せんとする意図に出たるものにして、日本側としても此蒙古人の思想動向を適宜善導し以て蒙疆特殊の政治的使命を達成せしめざるべからず」と政府に對し、対内モンゴル政策の見直しを迫った。

そして、最終的に、モンゴル自治邦の樹立の承認を余儀なくされ、一九四一年四月四日、興亜院會議は、モンゴル自治邦の成立問題に關して、「爾今蒙疆か自治邦の名称を使用することをも默認す」と決定したが、汪兆銘政權と外交上の摩擦を避けるため、外部への宣伝や、対外公文書に使用しないという条件をつけることになった⁽⁵⁾。つまり、当時の日本の対内モンゴル政策は、諸勢力との政治的な駆け引きの中で、微妙なバランスを保ちながら、遂行されていたともいえよう。

一九四一年六月一日、デムチグドンドロブは、日本から戻った呉鶴齡を政務院長に推薦し、建国への手助けをさせようとした。呉鶴齡は政務院長に就任後、とりあえず、「蒙疆政權」をモンゴル自治邦に改組するのは、実現可能だと主張し、さらに、興亜院蒙疆連絡部長官竹下義晴、駐蒙軍の參謀長高橋にそれぞれ働きかけた⁽⁶⁾。

それを受け、駐蒙軍參謀長は陸軍省に「自治邦」の名称を設定したい旨を具申した。一九四一年七月七日、陸軍省次官は駐蒙軍參謀長に返電を送り、「モンゴル自治邦」へ

の名称変更を承認する旨を伝達した。⁵¹⁾ こうして八月四日にモンゴル自治邦が成立することになる。

モンゴル自治邦は、モンゴル語では「国」を表す「ulus」という言葉で表現されていたので、モンゴル人の中では一般的に「国」として受け入れられていたが、対外的には、相変わらず、「蒙疆政権」として知られていた。

五 興蒙委員会の樹立と「蒙旗」建設

上述のように、デムチグドロブをはじめとするモンゴル側の強い要望に妥協する形で、最終的にモンゴル自治邦の樹立に至ったが、その意義は決して、名前の変更だけでとどまるものではなかった。

一九四二年五月一日、興蒙委員会第二回定例委員会が開催された際、最高顧問に就任したばかりの大橋が「蒙古政府の出来タト言フコトハ興蒙政策ヲ実行センカ為テアリ私ノ当地ニ来マシタノモ矢張り其ノ為テアリ」「諸君ノ戴イテイル徳王ヲ中心トシテ一致團結シ蒙古ノ復興に努力シ一大帝国ノ出来ンコトヲ望ム」と訓示したように、その本当の意味は、これから述べる興蒙委員会を中心とする「蒙旗」建設事業によって示されたとは私は考える。

「蒙疆政権」樹立後、デムチグドロブは、百靈廟自治運動以降の一連の政治運動に対し、あらためて検討を加

え、モンゴルの独立、および建設事業のいずれをも実現できなかつたことを深く反省し、もしモンゴル民族が基本的な建設をせずに、このままの状態では推移するならば、将来の生存すら危うくなると考えた。とくに、一九四一年一二月八日に太平洋戦争が勃発し、国際社会が更なる混乱に陥ると、彼は、戦争の見通しについて、日本には勝ち目が無い、モンゴルの独立は日本にはなく、国際社会によって可能になるという認識を持つようになり、将来に備え、モンゴル地域において建設事業を推進することが重要だと考えるようになった。⁵²⁾

そして、デムチグドロブは、第二回目訪日の時、東条英機等の旧知と会見し、モンゴル連合自治政府の改組案を提出し、のちの興蒙委員会の母体とも言えるモンゴル事務を専門に処理するモンゴル連盟政務委員会の設置を要求したことがあるが、日本側は理解を示していた。⁵³⁾

一方、当時、日本側においても、モンゴルの復興問題に関して、同様の動きが始まっていた。興亜院蒙疆連絡部部長であった竹下少将は、一九四〇年七月の時点で、すでに「外蒙接壤地方強化に関する応急施策研究私案」を作成し、「モンゴル政府の機構に相当大なる改革を加え、もつて、モンゴル復興に関する施策の統一をはかるべきである」と主張し、さらに、「興蒙部」の新設など、多くの具体案を提出していた。その中から、主な項目を取り上げる

なら次のとおりである。

(1) 興蒙部を新設し、蒙古のみに関する調査企劃民生産業、文教、衛生、物資配給に関する事務、並びに盟公署、牧業総局の監督に関する事務を掌る。西ソニトに蒙古部支部を設置し、主として蒙地の調査研究連絡に任す。

(2) 各部には蒙古課を設け各部の業務との連繫並び各部に關係する文章の翻訳業務を掌る。

(3) 蒙古全体会議並蒙古委員会を設置し蒙古に関する重要事項の審議決定を行う。

(4) 蒙文図書館編纂委員会を設け又興蒙部直轄の蒙文図書印刷所を附設し以て蒙文圖書を活発に蒙地に配布す。

実は、このようにモンゴルの復興を主張する者は、彼だけに留まらなかった。例えば、一九四一年一二月に、モンゴル軍事顧問であった松崎陽の作成した「興蒙推進要綱」も、「昔日蒙古人の日本人に対すること兄弟の如く、今日彼の我を見る仇敵の如し」である現状を踏まえながら、共栄圏の確立の見地から、「蒙旗」における建設事業の必要性を訴えていた。⁽⁵⁷⁾ また、中亜問題研究会が発行した『内蒙古対策論』の中でも、戦争期における総動員体制の観点から、モンゴルの復興が唱えられていた。⁽⁵⁸⁾

上述のように、モンゴル側も、日本側も、たとえその思

惑は異なっていたとは言え、モンゴルの復興という点で、一致し、結果的に「蒙旗」建設につながったと考えられるが、それに拍車をかけたのは、興蒙委員会の設立である。

一九四一年月上旬、テムチグドンロブは訪日から戻った後、「蒙疆政権」の機構改革を実行し、興蒙委員会、内政部と經濟部を成立させた。そして、モンゴル行政に属するものすべてを興蒙委員会に任せ、漢人地域あるいは漢人行政に関するものを内政部管理下におき、蒙漢分治を行った。興蒙委員会の設立は、今回の政府改革の中心であり、目的は、「蒙民生活の現況と全蒙民一般の熱烈なる宿望に對へ速に蒙古民族の復興を期す」⁽⁵⁹⁾ もので、「經濟の確立、教育の普及徹底、民族の更生」を施政方針とした。⁽⁶⁰⁾

「蒙疆政権」期、数多くの実権を握る日系人官僚がうまれたが、興蒙委員会の日本人官僚はすべて顧問、あるいは補佐官と呼ばれ、彼らの態度も他の部門よりはるかに儀礼的なものであった。⁽⁶¹⁾ また、興蒙委員会は、毎年二回委員会を開き、新しい政策にかかわる諸問題の解決を図っていたが、モンゴル地域に関するもつとも重要なことは、実は、テムチグドンロブが自ら主催した「談話会」の席で、話し合われ、解決されており、興蒙委員会のモンゴル人官僚と地方官僚だけが参加し、日本人官僚は、直接参加していなかった。とりわけ、一九四二年九月以後、最高顧問であった大橋忠一が、駐蒙軍との摩擦が原因で、職を離れた

後は、デムチグドロンロブの主張で、最高顧問を設けなかったため、モンゴル自治邦における彼の権限は大幅に拡大する結果となった。

このように、モンゴル自治邦の樹立によって、モンゴル側は、盟旗事務に関する権限をほぼ取り戻すことができ、「蒙旗」建設の費用も以前より増加されたので、興蒙委員会は容易に仕事を推進することができた。しかし、興蒙委員会の権限は、あくまでも、モンゴル各旗の管轄だけにとどまっておらず、察南、晋北両地域はもちろん、チャハル、バヤンタル盟の漢人地域の県までも及んでいなかった。それらの地域では、財政、経済、交通および警察、行政の実権が、相変わらず日系官僚に掌握されており、デムチグドロンロブも、それらの権力の取り戻しを望んでいなかった。というのは、デムチグドロンロブは以前から、漢人地区に関心をもっていなかったからである。

一九四二年六月に第四次政務院会議が開かれた。会議においては、「蒙旗」建設の主旨は、興蒙委員会の施政方針を「蒙旗」行政面に実施することであるという方針が確認され、さらに、旗自体の確立と政府行政力の浸透をはかるために、「蒙旗建設隊」を組織して、各旗の行政指導に当らせることになった。また、興蒙委員会の提案で、旗下部機構の整備と「蒙旗」行政の急速な発展を目的とする「蒙旗建設十周年計画」が採択された。こうして、「蒙旗」建

設運動が本格化することになる。

だが、本稿は、「蒙旗」建設運動に対する実証的な研究ではないため、その実績の全体像の解明は今後の研究に委ねることにし、ここでは二つの事例を取り上げることのみに留めたい。

(1) 当時、もっとも重点的に行われたのは、旗行政基地の建設であり、一九四二年から三年にかけて、少なくともチャハル、シリングル、オラーンチャブ三盟の一二旗を指定して、「中心村」「模範村」の建設に着手し、各種行政施設の整備を目指した。すなわち、チャハル盟では爾黄、上都、正白の三旗、シリングル盟では、東西スント、東アバハナル、東ホーチト、東西アバガの六旗、オラーンチャブ盟では、ドウルブンフーヘッド、ダルハン、モーミヤンガンの三旗であった。

(2) それと同時に、学校の増設、ホリシヤの設立、郵便局の設置、保健所の整備拡充、家畜防疫所の設置など、公施設の充実にも力を入れた。例えば、「蒙旗」先発隊の現地報告によれば、第一期の計画として、一九四二年に、増設をみた学校は八か所に達していた。

当時の「蒙旗」建設運動の性格について、田中吉六は、「大東亜建設の躍進と蒙旗社会の近代化——内蒙各民族運動の現階的特質——」という論文に次のようにまとめている。

蒙旗建設運動はもちろん、かかる施設を建設するとそれ自体に目標があるのではない。かかる施設を基礎とすることによって、そこから新しい社会経済的關係を展開せしめんとする点にこそ、真の目標が置かれていると見るべきである……公共施設の年次重点的設置によって蒙旗建設運動の企図しているものは……近代的な科学技術を遊牧社会に導入せしむる拠点たらしめ、蒙古の遊牧的牧業を、畜産加工を中心とする定着の牧業に移行せしめんとするところに、その思いたる狙いがあるとみるべきである……かかる公共施設の設置は……蒙古の遊牧経済に対する上からの産業革命として規定され……旧来の……放牧的生産様式の漸次的解体と……新しい経済的地盤の獲得を内含することになるだろう。

要するに、モンゴル自治邦期においては、テムチグドロブの活動の重点は、興蒙委員会の活躍を中心とする、「蒙旗」建設運動であつたといえる。それは時間的には短いものであつたが、「蒙旗」の復興に一定の成果を取めたのは確実であろう。当事者のジャグチド・セチンは、この時期を百靈廟蒙政会に次ぐ、テムチグドロブの「第二の黄金時代」と形容しているが、その根拠は「蒙旗」建設運動と考えられ、そこにおいて、何よりも重要な役割を果たしたのは、興蒙委員会であつた。

おわりに

内モンゴル近代史の研究において、「蒙疆政権」の研究は欠かせないが、それは第二の「満州国」として、表現されるのがほとんどであり、一九四一年八月にモンゴル自治邦に変わったことは、今までほとんど知られていなかったし、知られていても、ただ、名前が変つただけと認識され、重視されなかつた。

このような現象がおきている原因といえ、研究の「対象」と「範囲」の設定が混同されていることが考えられる。というのは、当時の「蒙疆政権」とは、三つの政権（地域）によって成り立っており、「内モンゴル」は、ただ、その一部であり、「蒙疆政権」と「内モンゴル」の研究の「対象」と「範囲」は一致していかないのである。それにもかかわらず、「蒙疆政権」の「範囲」内において、「内モンゴル」を「対象」としたり、あるいは、「内モンゴル」の「範囲」内で「蒙疆政権」を「対象」とするというような研究は、いずれも、不毛な結果を生み出すことになる。

これは、内モンゴル近代史における、「蒙疆政権」という概念の「限界性」であり、それを打破するには、まず内モンゴルという視点の新たな設定が必要となってくると考

える。しかも、それはあくまでも「蒙疆政権」を解釈するためではなく、「蒙疆政権」の中の「内モンゴル」を解釈するために設定されたものでなければならぬ。

本稿は、このような研究視点から、「蒙疆政権」に対し、分析を加えたものであり、研究方法としては、「蒙疆政権」とモンゴル自治邦の相違点を、内部の構造ではなく、「蒙疆政権」からモンゴル自治邦への変化の過程に焦点をあて、日本、中国、内モンゴル、さらには、ソ連の關係から、説明することを試みた。

結論として次のことを指摘しよう。従来の研究のほとんどは、「蒙疆政権」の成立により、関東軍の支配が著しく強まり、植民地支配の特徴が確実に現れ始めたことに注目し、一元的な結論を導き出してきた。しかし、モンゴル自治邦の成立の経緯を考察する際には、日本側の妥協をも考えなければならぬ。両者を比較してみれば、モンゴル自治邦の成立と「蒙疆政権」の成立は根本的に異なっていることが分かる。すなわち、「蒙疆政権」は、日本側の意思が強くはたらいた政権であったのに対して、モンゴル自治邦は、各勢力の意向の妥協によって成立した政権であった。

次に、日本側の妥協の原因について述べると、ここで、何よりも無視することのできないのは、デムチグドンロブの第二の訪日、重慶との内通事件など一連の出来事であ

り、その背景には、「汪兆銘」というブレーキがあったと解釈することができるだろう。モンゴル自治邦という名前を使うのを認めながら、対外的には宣伝を控えるという条件を加えたのは、まさに、それを物語っている。また、民族自決運動の広がりや、太平洋戦争に突入しようとしていた日本の対外政策のジレンマも、影響していたと思われる。

このように成立したモンゴル自治邦では、モンゴル地域は、漢人地域と違って、事実上、自治権を獲得していた。しかも、興蒙委員会の活動で、「蒙旗」建設事業にある程度の実績を取っていた。その意味では、内モンゴルの近代史において、モンゴル自治邦の成立は「蒙疆政権」の成立より、はるかに重要な出来事であったともいえる。

要するに、モンゴル自治邦の「邦」が、モンゴル語では「国」を意味する「ulus」という言葉で表現され、二重の意味を持つていたように、モンゴル自治邦自体が二重の構造を持ち、外部においては、「蒙疆政権」という看板（虚像）をあげながら、内部においては、「興蒙委員会」のような実体（実像）を設置して、「state」のように、「蒙旗」建設事業に当たっていたと解釈することができる。それが、モンゴル自治邦の「実像」と「虚像」であり、日本の支配地における一つのスタイルであったと言っても過言ではないだろう。

注

- 〔1〕 モンゴル連盟自治政府とは、デムチグドンロブが、関東軍の協力で、一九三七年一月にフフホトに樹立した政権である。察南、晋北とは、それぞれ、当時中国の察哈爾省の南、または、山西省の北を意味し、いずれも、日中戦争が勃発後、関東軍は占領地域に樹立した政権である。
- 〔2〕 『德穆楚克棟魯普自述』、札奇斯欽「一九九三」、廬「一九九八」、森「二〇〇一」。
- 〔3〕 二本「二〇〇一」。
- 〔4〕 祁「一九九九」。
- 〔5〕 江口「一九八五」。
- 〔6〕 『徳王自伝』一八六頁。
- 〔7〕 ガンバガナ「二〇〇五」一八一―二〇頁。
- 〔8〕 森「二〇〇〇」一七一頁。
- 〔9〕 『徳王自伝』一三四。
- 〔10〕 森「二〇〇〇」一七一頁。
- 〔11〕 『徳王自伝』一三五頁。
- 〔12〕 札奇斯欽「一九九三」八八頁。
- 〔13〕 劉・王・徐「一九九二」四七五頁。
- 〔14〕 上村「一九七二」二六六―二六九頁。
- 〔15〕 劉・王・徐「一九九二」四七五頁。
- 〔16〕 『日本製造偽政府組織与国連的制裁侵略』四九四―四九六頁。『蔣總統秘録六』一九九頁。
- 〔17〕 『蔣總統秘録六』二〇〇頁。白井「二〇〇〇」一一九

頁。

- 〔18〕 小林・林「二〇〇五」一二〇頁。吉田「二〇〇二」九七頁。
- 〔19〕 『日本製造偽政府組織与国連的制裁侵略』五一―八頁。
- 〔20〕 白井「二〇〇〇」一二〇頁。
- 〔21〕 劉・王・徐「一九九二」四八〇頁。
- 〔22〕 長山「一九八七」一〇八頁。
- 〔23〕 中島「一九七三a」七七頁。実は日本と汪兆銘の交渉は、当初から内モンゴルの独立を認めないという前提の下で行われていた。「第四回会議議事要録（極秘）」（支那事変関係一件第二十七卷）外交史料館。ガンバガナ「二〇〇五」。
- 〔24〕 「青島會議と新政権の見通し」（本邦対内啓発関係雑件／講演関係／日本外交協會講演集第八卷）外交史料館。
- 〔25〕 上村「一九七二」三〇〇―三〇四頁。
- 〔26〕 中島「一九七三b」七一頁。
- 〔27〕 「青島會議と新政権の見通し」（本邦対内啓発関係雑件／講演関係／日本外交協會講演集第八卷）外交史料館。
- 〔28〕 札奇斯欽「一九九三」七〇頁。
- 〔29〕 「青島會議と新政権の見通し」（本邦対内啓発関係雑件／講演関係／日本外交協會講演集第八卷）外交史料館。
- 〔30〕 札奇斯欽「一九九三」七〇頁。
- 〔31〕 小林・林「二〇〇五」一四九頁。
- 〔32〕 札奇斯欽「一九九三」七一頁。
- 〔33〕 『徳王自伝』二六二頁。

- 〈34〉 小林・林「二〇〇五」一五八一—一六二頁。長山「一九八七」一〇九頁。
 〈35〉 札奇斯欽「一九九三」八一頁。
 〈36〉 長山「一九八七」一〇七一—〇八頁。
 〈37〉 「德王上京の件(極秘)」(支那事変関係一件第五卷) 外交史料館。
 〈38〉 「德王上京の件(極秘)」(支那事変関係一件第五卷) 外交史料館。
 〈39〉 「德王応待要領(案)(極秘)」(支那事変関係一件第五卷) 外交史料館。
 〈40〉 長山「一九八七」一一〇頁。
 〈41〉 札奇斯欽「一九九三」八二頁。
 〈42〉 長山「一九八七」一一〇—一一頁。
 〈43〉 外務省外交史料館所蔵の当時の訳文である。長山「一九八七」一一—一三頁。
 〈44〉 札奇斯欽「一九九三」八二頁。
 〈45〉 同書、八二頁。
 〈46〉 同書、八三頁。
 〈47〉 「蒙疆長官発政務部長宛電写(極秘)」(支那事変関係一件第五卷) 外交史料館。
 〈48〉 「蒙疆状況の報告」(支那事変関係一件第五卷) 外交史料館。
 〈49〉 森「二〇〇〇」一七四頁。
 〈50〉 「德王自伝」二七三頁。
 〈51〉 森「二〇〇〇」一七四頁。

- 〈52〉 興蒙委員会編「興蒙委員会定例委員会會議事録」一三一—四頁。森「二〇〇〇」一七五頁。引用。
 〈53〉 札奇斯欽「一九九三」七六頁。
 〈54〉 同書、九〇頁。
 〈55〉 「德王自伝」二六五頁。
 〈56〉 竹下少将「外蒙接壤地方強化に関する応急施策研究私案(極秘)」(支那事変関係一件第五卷) 外交史料館。
 〈57〉 「興蒙推進要綱」厚和蒙古研究所、一一—一七頁。
 〈58〉 「内蒙古対策論」四八一—〇〇頁。
 〈59〉 札奇斯欽「我所知道的德王和當時的内蒙古」二八三—一〇四頁。
 〈60〉 「行政機構改革の理由書」(支那事変関係一件第五卷) 外交史料館。
 〈61〉 「蒙古」第九卷、八月号、九二頁。
 〈62〉 同書、八一—八五頁。
 〈63〉 札奇斯欽「一九九三」九四頁。
 〈64〉 同書、九九頁。
 〈65〉 同書、八九頁。
 〈66〉 同書、一〇四頁。
 〈67〉 同書、八九頁。
 〈68〉 「蒙古」第九卷、八月号、九二—九三頁。
 〈69〉 森「二〇〇〇」一七六頁。
 〈70〉 「蒙古」第九卷、九月号、一二二頁。一一月号、九八頁。「蒙古」第一〇卷、七月号、七九頁。「蒙古」第一一卷、五月号、九二頁。

- 〔71〕『蒙古』第九卷、一月号、九八—一〇二頁。『蒙古』第九卷、五月号、一一頁。『蒙古』第九卷、九月号、一二—四頁。
- 〔72〕『蒙古』一〇卷、一二月号、四一—六頁。
- 〔73〕札奇斯欽「二九九三—八八頁。

参考文献

文書史料

- 〔第四回会議議事要録〕外交史料館
- 〔青島會議と新政権の見通し〕（本邦対内啓発関係雜件／講演關係／日本外交協會講演集第八卷）外交史料館
- 〔徳王上京の件（極秘）〕（支那事變關係一件第五卷）外交史料館
- 〔徳王応待要領（案）（極秘）〕（支那事變關係一件第五卷）外交史料館
- 〔蒙疆長官発政務部長宛電写（極秘）〕（支那事變關係一件第五卷）外交史料館
- 〔蒙疆狀況の報告〕（支那事變關係一件第五卷）外交史料館
- 〔竹下少将「外蒙接壤地方強化に関する応急施策研究私案」（極秘）（支那事變關係一件第五卷）外交史料館
- 〔行政機構改革の理由書〕（支那事變關係一件第五卷）外交史料館

料館

研究資料

- 『蒙古』第九卷、五月号、八月号、九月号、十一月号、一九

四二年。

『蒙古』第一〇卷、七月号、一二月号、一九四三年。

『蒙古』第一一卷、五月号、一九四四年。

『德穆楚克棟魯普自述』（内蒙古文史資料一三）呼和浩特、一九八四年。

『蔣總統秘録六』中央日報、一九八六年。

劉健清・王家典・徐梁伯 一九九二『中国国民党史』江蘇古籍出版社。

古籍出版社。

札奇斯欽 一九九三『我所知道的徳王和當時的内蒙古二』

東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所。

中華民國外交問題研究会 一九六六『日本製造偽政府組織

与国連的制裁侵略』。

『徳王自伝』一九九四 ドムチョクドンロプ著、森久男訳

岩波書店。

白井勝美 二〇〇〇『新版日中戦争』中央公論新社。

江口圭一 一九八五『日中戦争期阿片政策——蒙疆政權資

料を中心に』岩波書店。

上村伸一 一九七一『日本外交史二〇』鹿児島研究所出版

社。

ガンバガナ 二〇〇五『汪兆銘と内モンゴル自治運動』『日

本モンゴル学会紀要』三五号。

祁建民 一九九九『占領下における蒙疆の教育』『植民地教

育史研究年報』二号。

小林英夫・林道生 二〇〇五『日中戦争史論——汪精衛政

権と中国占領地』御茶の水書房。

中島万蔵 一九七三a 「青島会議」『高原千里』東京らくだ会。

中島万蔵 一九七三b 「徳王について」『高原千里』東京らくだ会。

長山義男 一九八七 「徳王の悲劇」『自由』自由社。

日本国際政治学会編 一九六一 『日本外交史研究』（日中関係の展開）。

日本国際政治学会編 一九五八 『日本外交史研究』（大正時代）。

日本国際連合協会 一九五五 『日本外交年表並主要文書』（一八四〇〜一九四五）、上下二巻。

二木博史 二〇〇一 「蒙疆政権時代のモンゴル語定期刊行物について」『日本モンゴル学会紀要』三一号。

森久男 二〇〇〇 『徳王の研究』創土社。

吉田壯人 二〇〇一 『蒋介石秘話』かもがわ出版。

〔付記〕 本研究は富士ゼロックス小林節太郎研究助成の成果の一部である。